

神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について

1 経緯

県では、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、県、事業者、子ども・子育て支援機関、県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めた「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」（以下「支援条例」という。）を平成19年10月に施行した。

支援条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、当事者目線に立って子どもに関する施策を推進するため、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った施策の推進等について、支援条例への位置付けを検討する必要がある旨を、令和5年9月の第3回県議会定例会厚生常任委員会で報告した。

また、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、同年12月22日には国の子ども施策の基本方針である「こども大綱」が策定された。

これらを踏まえ、次のとおり支援条例を改正することとし、改正骨子案を作成した。

2 改正骨子案のポイント

(1) 目的

子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らすことができ、未来を担う人材として社会全体で育む「こどもまんなか社会」を実現し、もって誰もが自分らしく幸せに暮らせる社会をつくることを目的とする。

(2) 基本理念等

ア 基本理念

「こどもまんなか社会」の実現に向けた子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進する旨を規定する。

- ・ 子どもの権利条約の基本的な考え方である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」を踏まえ、子どもの権利を尊重し、擁護すること。また、全ての子どもは、社会参画の機会を確保され、社会の一員として意見を表明することができ、その意見が施策に適切に反映されること。
- ・ 父母その他の保護者が子育ての責任を果たせるよう、子育てしやすい社会環境を整備し、子育ての負担軽減や不安解消を図るこ

と。

- ・ 社会全体が子育てに関わる当事者として主体的に連携し協力すること。

イ 県の責務

県は、市町村、県民、事業者及び子ども・子育て支援機関等と連携し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた子どもに関する施策を策定し、これを総合的、計画的かつ広域的に実施する旨を規定する。

3 基本的施策

ア 子どもの権利擁護に係る施策の推進

いじめ、虐待等の権利侵害について、近年の子どもを取り巻く環境、国の政策動向を踏まえ、いじめや虐待の早期発見や、相談体制の整備、社会的養護及び自立支援の充実等について規定する。

イ 子ども・子育てに係る施策の推進

- ・ 子どもの健やかな育ちのための施策

子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりや、孤独・孤立の状態にある子ども、ひきこもり当事者とその家族等に対して必要な施策の推進について規定する。

- ・ 困難を抱える子どもへの施策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもやヤングケアラーへの必要な施策の推進について規定する。

- ・ 子育てしやすい社会環境づくり

子どもを生み、育てる家庭に対して、子育ての負担の軽減を図るための支援や、家庭生活における子育てと職業活動などとの両立支援について規定する。

4 改正骨子案

別紙のとおり

5 今後のスケジュール

令和6年3月～ 県子ども・若者施策審議会での審議

当事者、市町村、関係団体等との意見交換

6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に支援条例改正素案（たたき台）を報告、支援条例改正素案（たたき台）に対するパブリック・コメントの実施

9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に支援条例改正

12月
令和7年4月

素案を報告
第3回県議会定例会に支援条例改正議案を提出
改正支援条例施行

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正骨子案

第1章 総則

第1節 通則

- 1 目的
- 2 定義

第2節 基本理念等

- 3 基本理念
- 4 県の責務
- 5 情報の提供及び意見の聴取
- 6 市町村との連携
- 7 子ども・子育て支援機関等の責務
- 8 事業者の責務
- 9 県民の責務

第2章 基本的施策

第1節 施策の基本的な考え方

- 10 理念の普及啓発
- 11 かながわ子どもまんなか月間（仮）
- 12 子どもの意見表明の機会の確保
- 13 子どもに関する基本計画
- 14 年次報告書の作成及び公表

第2節 子どもの権利擁護

- 15 子どもの権利擁護

第3節 子ども・子育て

- 16 子どもの健やかな育ちのための施策の推進
- 17 困難を抱える子どもへの施策の推進
- 18 子育てしやすい社会環境づくりの推進

第4節 推進体制

- 19 人材の確保、育成等
- 20 調査研究
- 21 障害者施策及び高齢者施策との連携
- 22 推進体制の整備
- 23 要保護児童対策地域協議会の活動推進
- 24 顕彰
- 25 子育て支援に取り組む事業者の認証
- 26 委任